

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜安定供給事業 (価格低落タイプ)のご案内

価格低落タイプとは？

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者が、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを受けることができる仕組みです。



1. 価格低落タイプの要件等

1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地(機構へお問い合わせください)で栽培されている、指定野菜14品目、特定野菜等35品目

2 対象者(事業実施主体)※機構に登録が必要(指定野菜のみ)です。

- ① 生産者(個人・法人)
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等(契約の相手方)

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者等)

5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1/4(特定野菜等は1/3)を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

6 申込期限

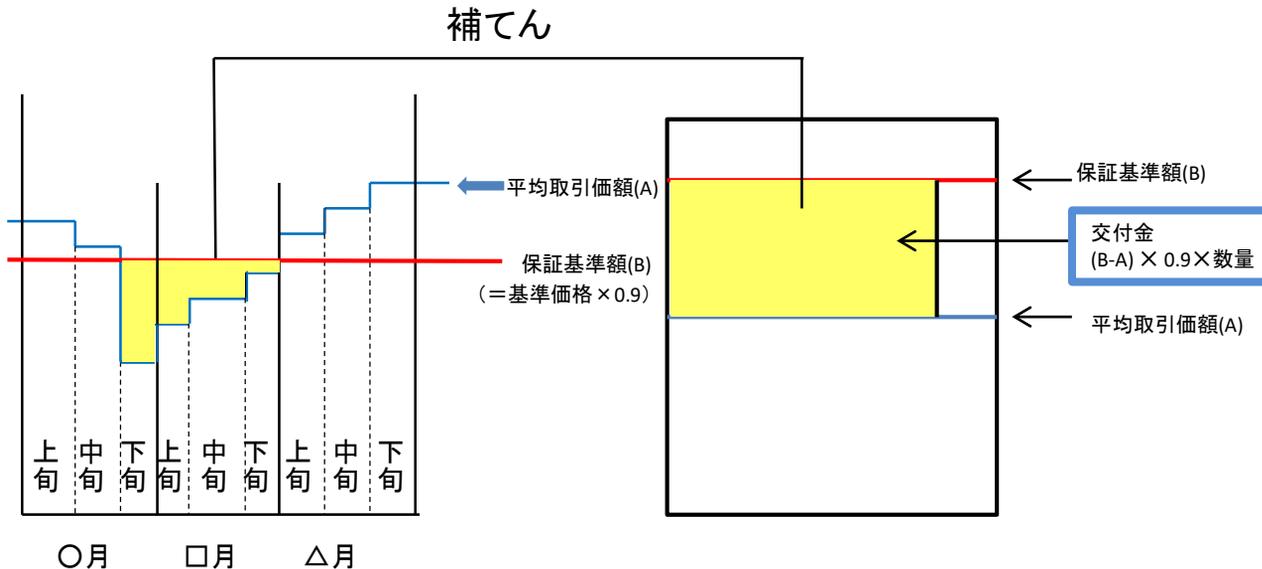
- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。(別途届出書が必要)

(※)指定野菜14品目:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

(※)特定野菜等35品目:アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

II. 価格低落タイプの仕組み

平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回っている場合に、**その差額((B)-(A))の90%**が補給金として補てんされます。



※注意事項

- ・平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の**指標している市場の価格が低落した場合**であっても、平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回らない場合には、**発動されません**。
- ・**契約書**の取引価格には「**市場価格に連動**」等の記載が必要です。
- ・基準価格は、卸売市場の過去6力年の卸売価格の平均価格です。

III. 負担金の積立て

指定野菜



特定野菜等



・**生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。

・負担金は、**機構**で**生産者ごと**に**管理**いたします。

IV. 参加することのメリット

・生産者の皆さんにとってのメリット

- ① 市場価格と連動した契約取引を締結しているために、取引価格が低落した場合にも、一定の交付金が受けられるので、**価格変動リスクが減り、経営の安定が図られます。**
- ② **計画的な生産が可能**となり、生産技術の向上に集中できます。
- ③ 実需者ニーズを踏まえた野菜生産が可能となるので、**差別化やブランド化が可能**になります。

・実需者の皆さんにとってのメリット

- ① 契約取引に伴う**仕入リスクが軽減**されるので、必要な量の野菜を契約価格で仕入れることが可能となります。
- ② 市場を経由せず出荷コストや流通コストが削減されるので、**仕入コストも安くなります。**
- ③ **顔の見える取引**を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

V. 事業に参加された方の声

生産者の声

市場価格が低落しても、補給金が交付されるので、安心して作付けを行うことができた。



中間事業者の声

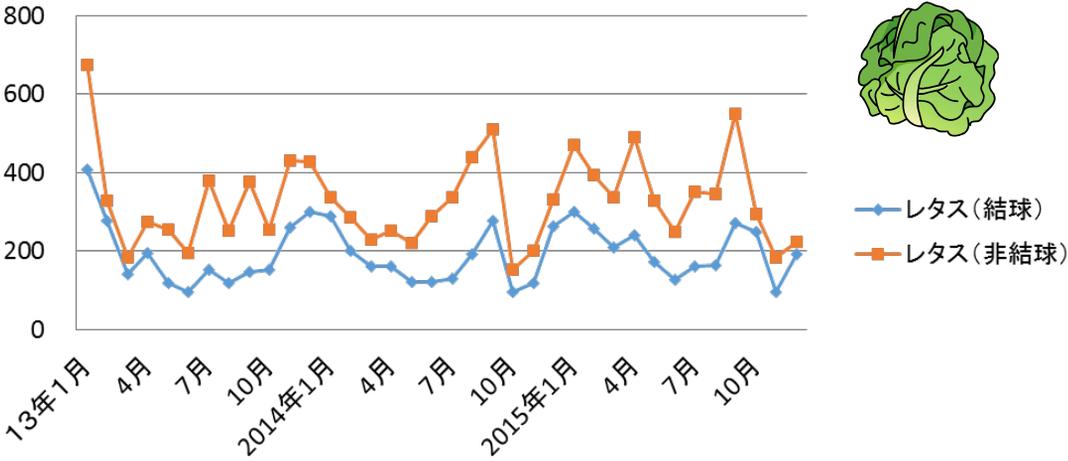
市場価格が低落しても、生産者が翌年度以降もきちんと作付けてくれるので、実需者への欠品リスクが減り、助かった。



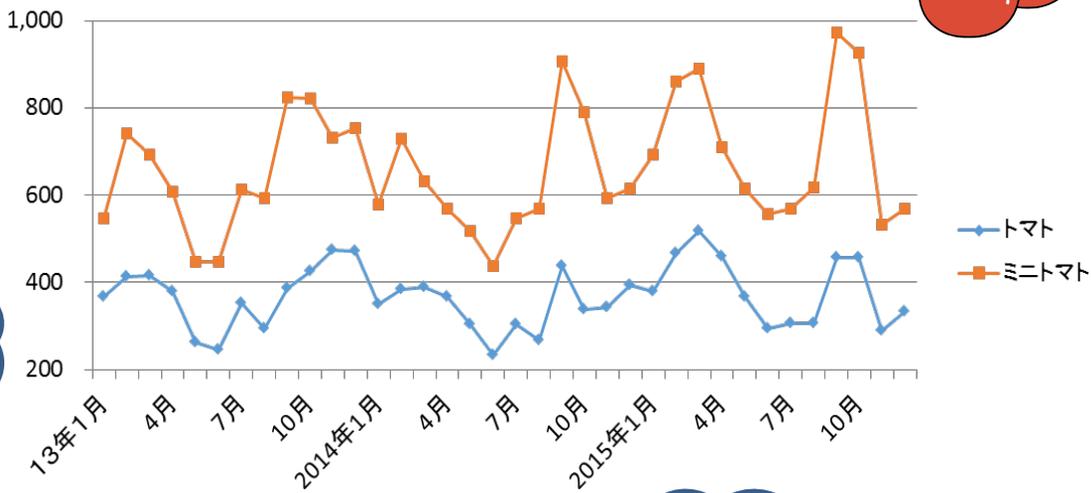
VI. 市場価格の推移について

野菜の価格は日々の生活に関わってくるので心配だわ。

(円/kg) レタスの卸売価格の推移(東京都大田市場)



(円/kg) トマトの卸売価格の推移(東京都大田市場)



加工・業務用の野菜を安心して作れます。

価格安定制度に入っておくことで、価格変動リスクが減り、経営の安定を図ることができます。



VII. 事業の手続きの流れ

生産者の登録

事業に参加する方は、機構への生産者登録が必要です。なお、指定野菜価格安定対策事業で既に登録を受けている場合は新たに登録を受ける必要はありません。

供給計画の策定

都道府県の予算措置のため、交付予約数量を記した供給計画を作成していただきます。作付前(当初)、出荷直前(確定)の2度作成していただきます。

契約の締結

機構への登録された生産者は、書面により対象契約に係る実需者等と対象品目に係る契約を締結します。

交付申込書の提出

対象出荷期間開始日の40日前までに、契約書等を付した交付申込書を作成し、機構に申込区分ごとに交付申込をします。

契約取引の実施

契約取引を開始したら、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は厳重に保管してください。

交付申請

対象出荷期間終了から3か月以内に、発動があった場合には交付申請をします。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構
野菜振興部 契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9818

URL <https://www.alic.go.jp/>